

第3号被保険者制度と これを巡るこれまでの議論の整理等

第3号被保険者制度と同制度に対する指摘

昭和60年改正前

- 国民年金制度発足時（昭和36年）は、厚生年金が世帯単位の給付設計となっていたことを踏まえ、被用者年金の被保険者の妻については、国民年金の強制適用の対象とはせず、任意に加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金と妻の国民年金が支給されることとなり、世帯でみた所得代替率は、成熟時には109%（*）になると予測された。
* 夫が厚生年金40年加入、妻が国民年金40年加入した場合
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金が支給されず、さらに、離婚した場合の年金の保障が及ばないという問題があった。

昭和60年改正後

- サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、独自の年金権を付与するとともに、妻の基礎年金を含めた世帯での給付水準を妻が任意加入していない場合の水準に適正化した。
- その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。

《第3号被保険者制度に対する指摘》

- 専業主婦は、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている。
- 特に、一定程度の給与所得がある場合であっても、被保険者本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付を保障されている。
- 女性の就労に悪影響を与えている。

《検討に当たって考えられる論点》

- 平成16年改正において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が平成20年4月より施行されることにより、一定の整理がなされているが、これをどのように踏まえて議論を進めるか。
- 制度発足以来、第3号被保険者数は約1,100万人、女子人口の3分の1を占めてきており、現在でも1,079万人(平成18年度末)の第3号被保険者がいる。年金を受給している夫婦世帯について見ると、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯の6割以上の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる。こうした実態をどう踏まえるか。(参考3)
- 内閣府が平成15年2月に行った「公的年金制度に関する世論調査」(参考5)によれば、「専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとすること」や、「保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額するしくみとすること」については、肯定的な意見は多くなかったという結果をどのように踏まえるか。

- 第3号被保険者制度も含め、生計維持関係に着目した年金制度上の諸制度(*)について検討する際には、個人単位と世帯単位、応能負担と応益負担、公平性の確保といった社会保障制度としての基本に関わる問題がある。
- したがって、社会保障制度全体の将来の方向性を論ずる中で、社会保障制度の中核をなす年金制度における様々な課題への対応等の環境整備の進展を十分に考慮しつつ、将来像を考えていく必要があるのではないか。
- その際、将来の社会経済情勢、雇用市場の変化などの実態や、所得保障制度としての年金制度の在り方を踏まえる必要もあるのではないか。

* 公的年金制度においては、被保険者とその被扶養者との生計維持関係に着目した制度が設けられてきている。

- ・ 遺族年金制度(中高齢寡婦加算制度などを含む)
- ・ 配偶者や子に対する加給・加算制度(振替加算制度を含む)
- ・ 第3号被保険者制度

※ 健康保険制度においても、被保険者の被扶養者に対する給付として家族療養費等がある。

《諸外国における取扱い》

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	老齢遺族障害保険 (OASDI)	国民保険 (National Insurance)	労働者年金保険	一般制度	老齢年金
配偶者に係る年金給付	夫(妻)の年金の 50% ^(注1) を妻(夫)自 身の年金として支給	夫の基礎年金の 60% ^(注2) を妻自身の 年金として支給	なし	年金受給者の年金 に加給 ^(注3)	なし
被扶養の妻への給付月額	平均504.1ドル [約54,000円] (2005年)	満額236ポンド ^(注4) [約56,200円] (2008年)	—	満額50.81ユーロ [約8,400円] (2008年)	—

(注1) 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金又は障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額される。(配偶者本人の老齢年金又は障害年金の額が配偶者年金を上回る場合には、配偶者年金は支給されない。)

(注2) 妻自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金を受給している場合には、①基礎年金については、自身の保険料納付に基づく基礎年金と夫の保険料納付に基づく配偶者年金を基礎年金の満額まで併給でき、②付加年金については、最高限度額(=保険料徴収上限に応じて保険料を支払った場合の受給額)を超えない限り、合計額を受給できる。

*イギリスの公的年金は被用者・自営業者を対象とする「基礎年金」と被用者を対象とする「付加年金」(国家第二年金)から構成される。なお、被用者については基礎年金と付加年金は一体的に適用されている。また、付加年金については、被用者であっても適格企業年金(拠出建てのものを除く。)に加入することを条件として付加年金からの脱退(コントラクティング・アウト)を選択した者については適用しない。

(注3) 老齢年金及び障害年金を受給できない65歳以上の配偶者(配偶者が障害を有する場合には60歳以上)を扶養している被保険者の年金に対して加算される。

(注4) 週額54.35ポンドを52で乗じて12で除した額

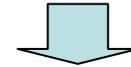
女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書 平成13年12月(参考6)

- 第3号被保険者制度の見直し案(6案)を整理し議論を行った。

社会保障審議会年金部会における検討

- 平成14年12月厚生労働省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向性と論点」における第3号被保険者制度の見直し案(年金分割案、負担調整案、給付調整案、第3号被保険者縮小案:参考7)をもとに議論を行った。
- 議論では、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致したが、その他の案については多くの論点があり、1つの案のみが多数の賛同を得られなかった。

社会保障審議会年金部会の意見(参考8)



- 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。
- 本部会の議論では、(中略)少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。
ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて』(厚生労働省案) 平成15年11月(参考9)

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から年金分割を導入する。

※ 年金分割の具体的仕組み

婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

与党年金制度協議会 『平成16年年金制度改正について』 平成16年2月(参考10)

- 被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にも潜在的な権利があることは基本であるが、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとした。

法制化(平成16年2月国会提出)

国会において審議、成立(平成16年6月)

- 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割については、平成20年4月施行。

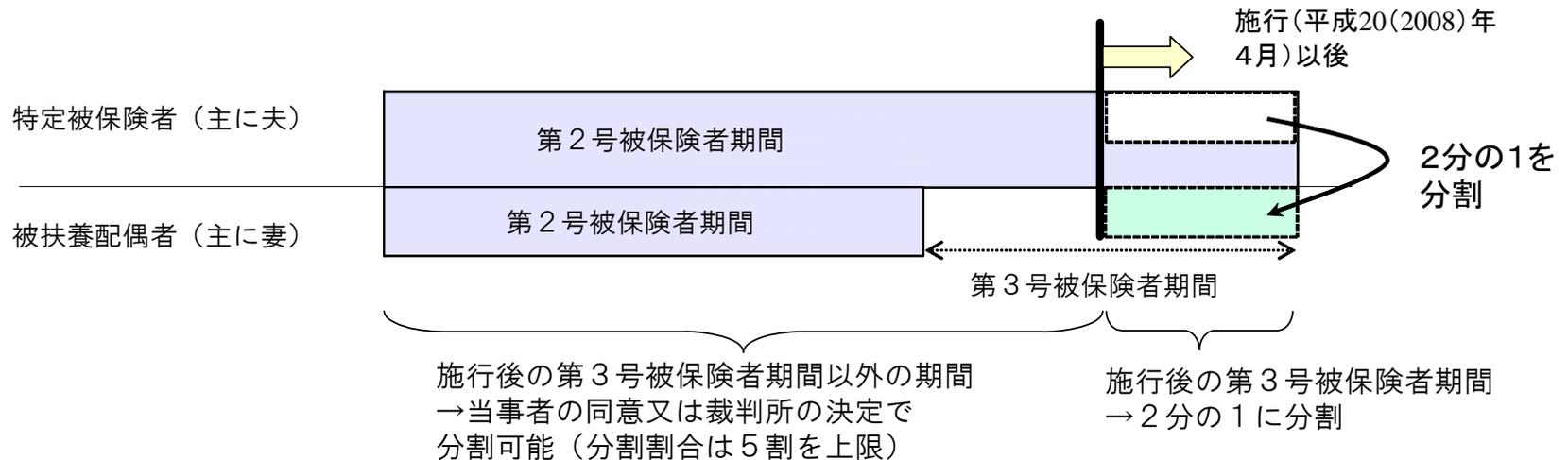
平成16年改正法

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識)

第78条の13 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



※ 改正法附則において、「短時間労働者に対する厚生年金適用」について、総合的に検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見 「高齢者の自立した生活に対する支援について」(抜粋)
(平成20年6月13日 男女共同参画会議)

4. 分野別にみた課題と取組

(2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

ア. 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築

① 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し

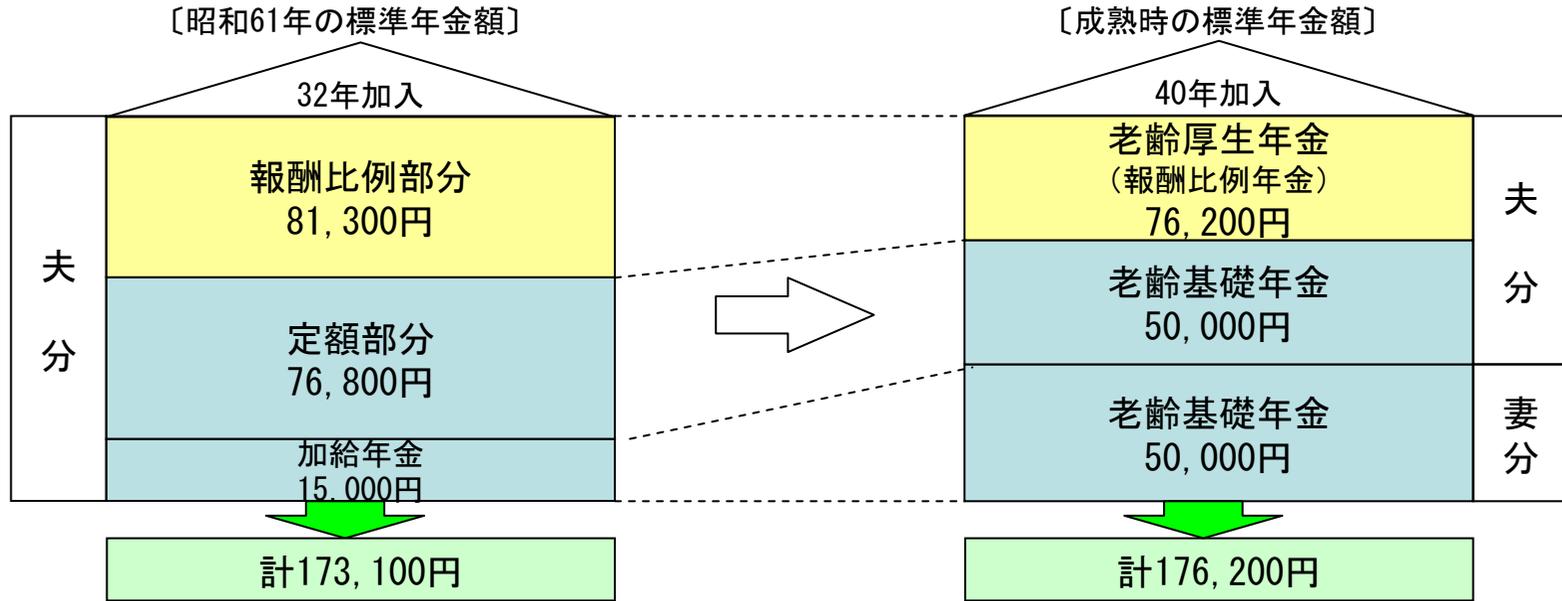
○ 第3号被保険者制度の在り方の検討(厚生労働省)

第3号被保険者制度については、希望する女性が働きやすい就業環境整備の加速化を前提としつつ、経済的自立を阻害しない方向で縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。その際には、第3号被保険者と位置付けられていた女性の給付水準の単純な引き下げにならないよう、所得分割制度(*)の一層の徹底を含め、女性の現状を踏まえた上で、高齢期の所得保障の在り方の視点から検討する必要がある。

* 「所得分割制度」に関しては、平成16年年金制度改正において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が、厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて、離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が導入されている。(平成20年4月1日施行)

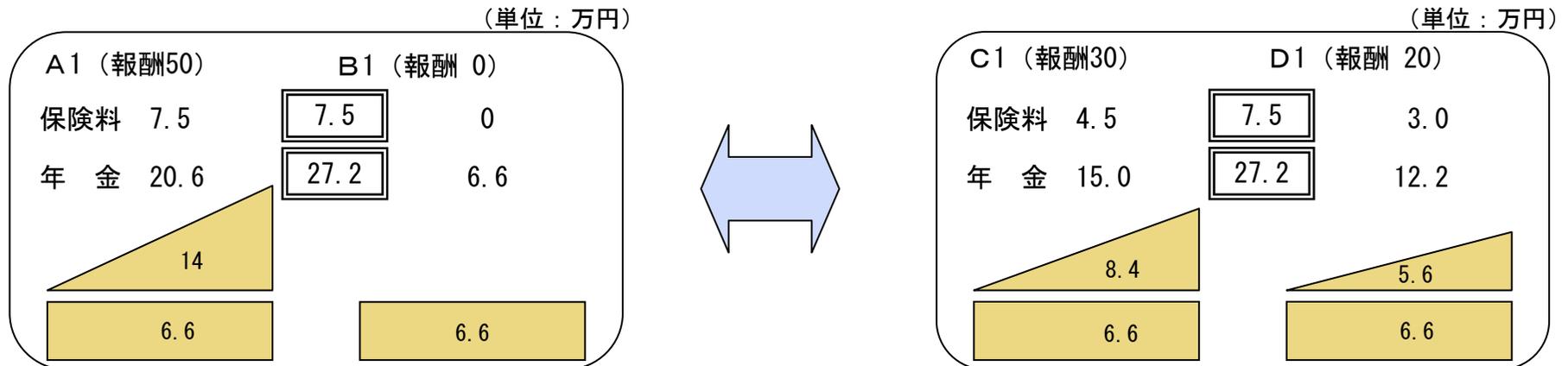
世帯単位でみた負担と給付のイメージ

<基礎年金導入による給付構造の変化（イメージ）>



<基礎年金導入後の保険料負担と給付（イメージ）>

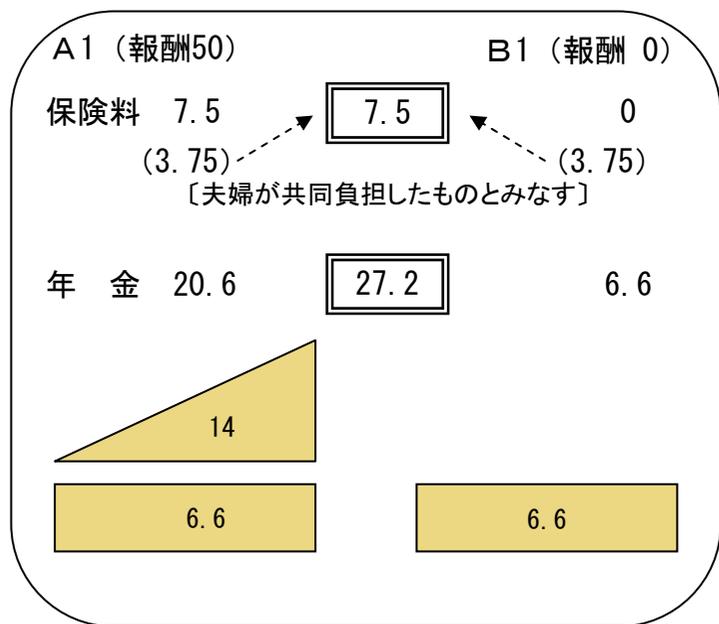
◎夫婦世帯で標準報酬が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額



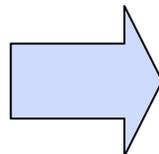
< 3号分割制度（イメージ） >

◎第2号被保険者が納付した保険料は、夫婦が共同負担したものとみなして、納付記録を分割し、この記録に基づき夫婦それぞれに給付する。

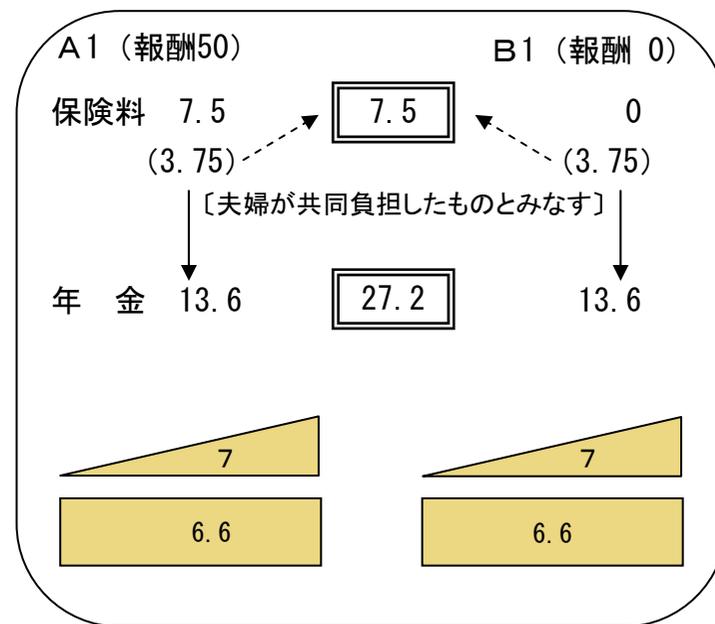
（単位：万円）



離婚



（単位：万円）



※婚姻期間40年とした場合（実際には、婚姻期間に応じて分割が行われるため、年金額もそれに応じて変わる。）

第3号被保険者数の推移

年度	被保険者計	第1号被保険者 (任意加入含む)	第3号 被保険者(A)	20-59歳日本人 女子人口(B)	A/B
	万人	万人	万人	万人	
昭和 61	6,332	1,951	1,093	3,383	32.3%
62	6,411	1,929	1,130	3,398	33.3%
63	6,493	1,873	1,162	3,410	34.1%
平成 元	6,568	1,816	1,179	3,423	34.4%
2	6,631	1,758	1,196	3,430	34.9%
3	6,835	1,854	1,205	3,446	35.0%
4	6,894	1,851	1,211	3,462	35.0%
5	6,928	1,861	1,216	3,479	35.0%
6	6,955	1,876	1,219	3,494	34.9%
7	6,995	1,910	1,220	3,497	34.9%
8	7,020	1,936	1,202	3,503	34.3%
9	7,034	1,959	1,195	3,501	34.1%
10	7,050	2,043	1,182	3,503	33.7%
11	7,062	2,118	1,169	3,505	33.3%
12	7,049	2,154	1,153	3,481	33.1%
13	7,017	2,207	1,133	3,465	32.7%
14	7,046	2,237	1,124	3,443	32.6%
15	7,029	2,240	1,109	3,424	32.4%
16	7,029	2,217	1,099	3,399	32.3%
17	7,045	2,190	1,092	3,376	32.4%
18	7,041	2,123	1,079	3,368	32.0%

資料：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(年齢別割合)

年度	計	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
昭和 63	32.3%	5.6%	33.3%	48.5%	45.7%	44.0%	38.4%	31.5%	21.1%
平成 元	33.3%	5.0%	32.1%	49.0%	46.9%	45.5%	38.2%	32.9%	22.4%
2	34.1%	4.7%	30.3%	49.7%	47.8%	46.8%	38.3%	34.0%	24.0%
3	34.4%	5.0%	30.1%	50.0%	48.7%	45.0%	40.7%	35.7%	24.1%
4	34.9%	5.0%	29.0%	49.7%	49.5%	44.7%	42.3%	36.1%	24.9%
5	35.0%	4.9%	28.4%	48.7%	50.6%	44.7%	42.8%	37.4%	24.7%
6	35.0%	4.8%	27.3%	48.5%	50.7%	45.5%	43.8%	36.7%	25.4%
7	35.0%	5.1%	27.0%	47.4%	50.8%	45.9%	44.1%	36.3%	25.5%
8	34.9%	5.3%	26.7%	47.2%	50.1%	44.9%	41.0%	37.3%	26.3%
9	34.9%	4.9%	25.6%	45.5%	50.0%	45.3%	40.2%	38.6%	27.2%
10	34.3%	4.8%	24.7%	44.4%	48.8%	45.5%	39.3%	38.9%	27.3%
11	34.1%	4.9%	23.3%	42.1%	48.9%	45.2%	39.5%	39.0%	26.7%
12	33.7%	4.8%	22.2%	41.8%	47.5%	45.5%	39.7%	39.3%	25.1%
13	33.3%	4.8%	21.1%	39.7%	47.1%	44.9%	40.1%	36.9%	26.9%
14	33.1%	4.9%	20.5%	39.0%	46.5%	44.7%	39.8%	36.6%	27.9%
15	32.7%	4.9%	20.2%	37.7%	45.4%	44.6%	40.1%	36.1%	28.5%
16	32.6%	4.5%	19.7%	36.9%	44.1%	44.3%	40.5%	37.0%	29.0%
17	32.4%	4.8%	19.3%	36.2%	44.3%	42.9%	39.4%	36.9%	30.7%
18	32.3%	5.0%	19.2%	35.0%	42.9%	43.1%	40.3%	37.4%	29.1%

資料：社会保険庁「事業年報」、総務省統計局「人口推計」

(注1) 日本人人口は10月1日現在、それ以外は年度末現在である。

(注2) 第3号被保険者割合は第3号被保険者数を日本人女子人口で割ったものである。

年金を受給している夫婦世帯における現役時代の経歴類型

○年金を受給する夫婦世帯のうち、夫の現役時代の経歴が正社員中心であった世帯は79.3%

○夫の経歴が正社員中心であった世帯のうち6割以上の世帯では、妻が厚生年金に本格的に加入していなかったものと考えられる。

(%)

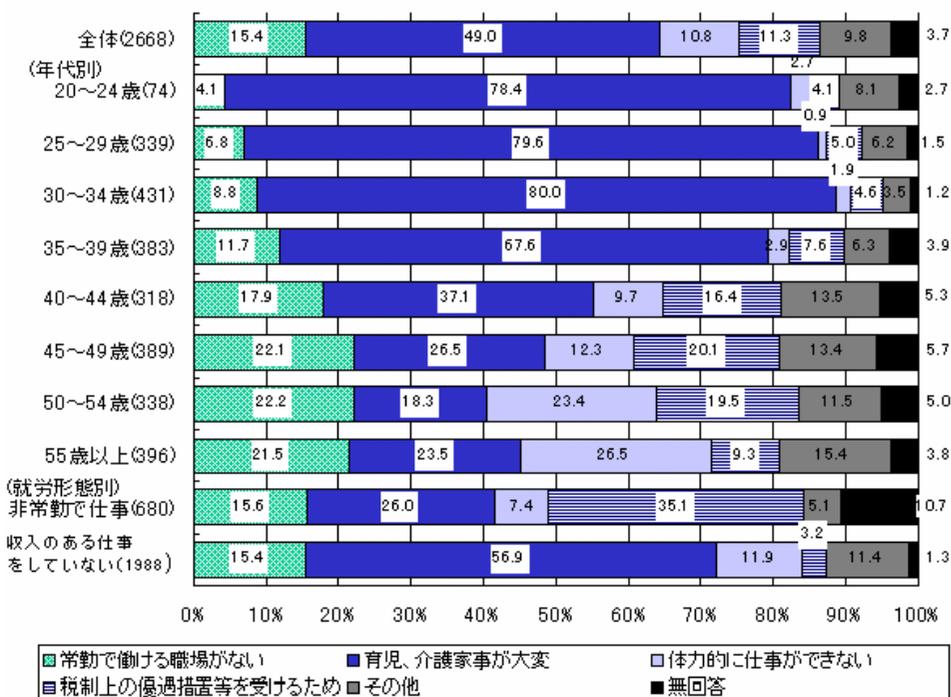
		妻の現役時代の経歴類型							
		合計	正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	収入を伴う仕事をしていない期間中心	中間的な経歴	自営業中心	不明
夫の現役時代の経歴類型	合計	100.0	19.5	6.7	4.4	26.3	20.4	7.5	15.1
	正社員中心	79.3	17.2	5.6	3.2	23.8	17.6	1.8	10.1
		(100)	(22)			(63)		(2)	(13)
	常勤パート中心	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	-	-	-
	アルバイト中心	1.3	0.2	0.1	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2
	自営業中心	9.0	0.8	0.2	0.5	1.2	0.4	4.6	1.3
	収入を伴う仕事を していない期間中心	0.2	0.0	-	-	0.1	-	-	0.0
	中間的な経歴	2.6	0.3	0.3	0.1	0.2	1.3	0.0	0.4
不明	7.3	0.9	0.3	0.2	0.8	1.0	0.9	3.2	

注) 「正社員中心」とは20歳から60歳までの40年間のうち20年を超えて正社員等であった経歴を持つ方であり(他も同様)、「中間的な経歴」とはいずれの職業も20年以下であるような経歴の方である。

第3号被保険者制度の実態について

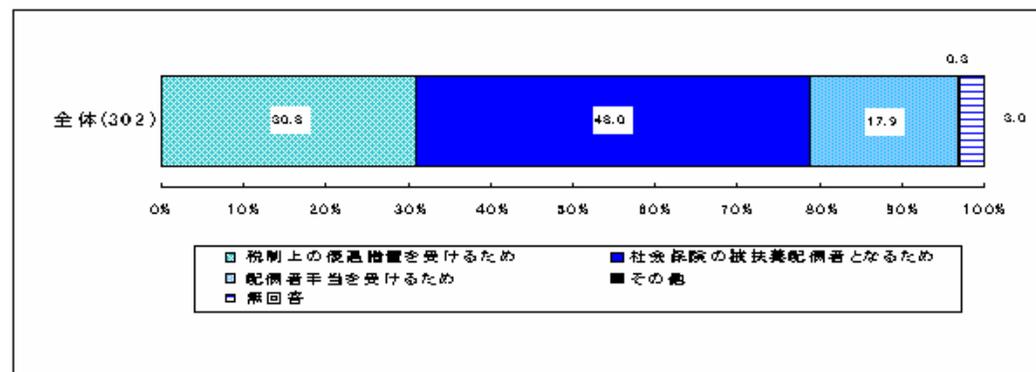
- 第3号被保険者制度が女性の就労に悪影響を与えているとの指摘について、以下の調査結果がある。
- 第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由として、「税制上の優遇措置や扶養家族としての取扱いを受けられるようにするため」をあげているのは、全体の11.3%。
その内の48.0%が「社会保険の被扶養配偶者となるため」を理由としている。

第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由(年代別、就業形態別)



「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」の具体的理由

(常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者)



(注)常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者は全体の11.3%である。

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討報告書より抜粋
女性パートタイム労働者等に関する調査(平成9年3月厚生省年金局)

『公的年金制度に関する世論調査(平成15年2月 内閣府)の概要 (抜粋)』

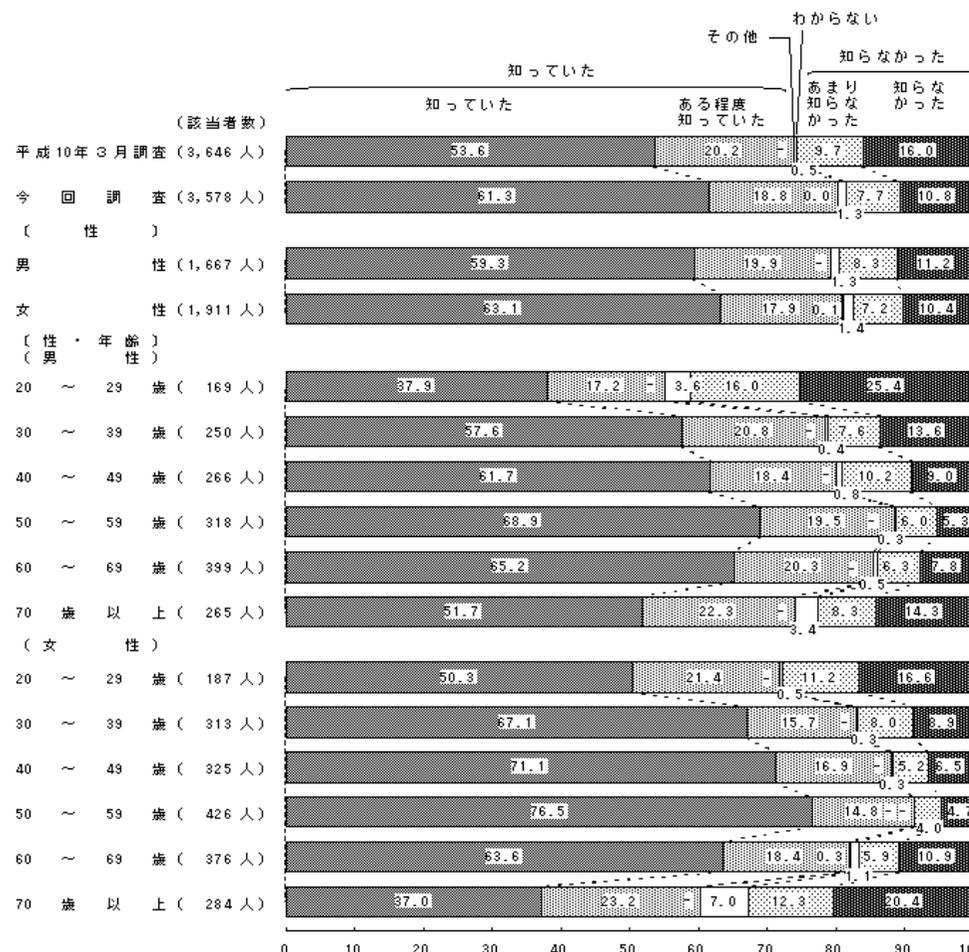
6 第3号被保険者制度について

(1) 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっているが、このことを知っていたか

図16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	平成10年3月	平成15年2月	
・知っていた	73.8%	80.1%	(増)
知っていた	53.6%	61.3%	(増)
ある程度知っていた	20.2%	18.8%	
・知らなかった	25.7%	18.5%	(減)
あまり知らなかった	9.7%	7.7%	(減)
知らなかった	16.0%	10.8%	(減)

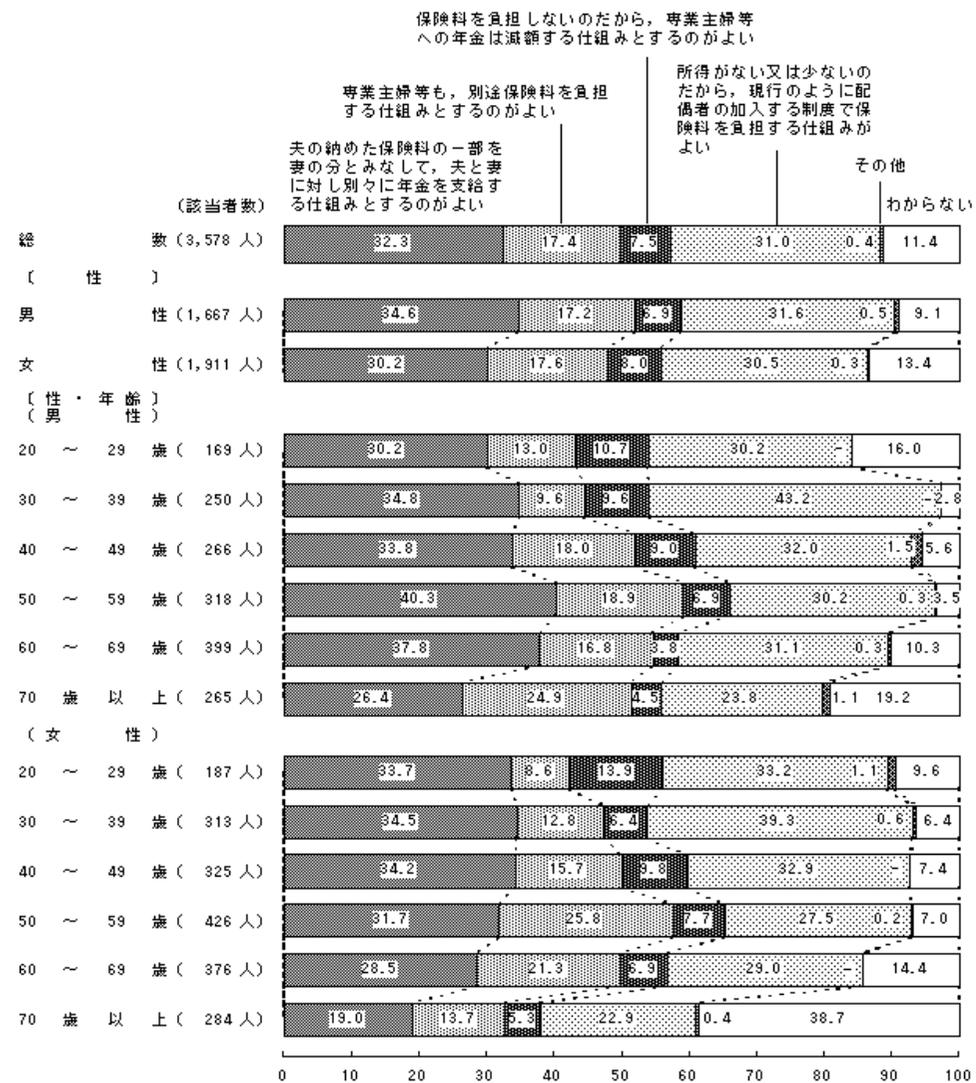


(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、どのように考えるか

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

- 平成15年2月
- ・夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい **32.3%**
 - ・専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい **17.4%**
 - ・保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい **7.5%**
 - ・所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい **31.0%**



第3号被保険者制度の見直し案

(女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会 報告書)

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
現行	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—夫—定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
第Ⅰ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担—妻—定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
第Ⅱ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—妻—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額（現在13,300円）の保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考え方から保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅲ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額（13,300円）を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる</p>

案	第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
第Ⅳ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担—夫—一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。</p> <p>被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
第Ⅴ案	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担—夫—一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。</p> <p>片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
第Ⅵ案	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み（その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求める。）。</p> <p>第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

第3号被保険者制度の見直しに向けた4つの案
(年金改革の骨格に関する方向性と論点)

	考え方	仕組みの概要
【方法Ⅰ】 夫婦間の年金権分割案	様々な生活実態に応じて必要な保障を行う公的年金の機能を確保しつつ、年金給付算定上、世帯の賃金が分割されたものとして評価することにより、夫婦の間で年金権の分割を行い、同一世帯内において個人はそれぞれ負担を行い、給付を受けると擬制する考え方。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦において、保険料負担は、従来どおり、第2号被保険者が勤務する事業所を通じて、その標準報酬に応じた保険料を納付する。 ○ 年金給付については、第2号被保険者の標準報酬が第3号被保険者との間で分割されたものとして評価する。この場合、第3号被保険者は、基礎年金に加えて、報酬比例年金を有する。
【方法Ⅱ】 負担調整案	第3号被保険者に対し、基礎年金という受益に着目した何らかの保険料負担を求める考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。	<p>《方法Ⅱ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎年金に関する負担について、被用者グループにおいて、応能負担（定率保険料）と応益負担（定額保険料）を組み合わせる。（負担の一部を受益に応じた負担とする。） ○ 例えば、第2号及び第3号被保険者に対して一律に国民年金保険料の半額（現在は、13,300円／2＝6,650円）に相当する定額保険料の負担を求め、残りの費用については第2号被保険者の間で定率で負担する。 <p>《方法Ⅱ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に関する拠出金負担分を除いて設定する。 ○ 第3号被保険者に関する拠出金負担に要する費用を、第3号被保険者を抱える第2号被保険者の間で定率で負担する。

	考え方	仕組みの概要
<p>【方法Ⅲ】 給付調整案</p>	<p>第3号被保険者に対し、保険料負担を求めない代わりに、基礎年金給付を減額する考え方。具体的には、2つの仕組みが考えられる。</p>	<p>《方法Ⅲ－1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第3号被保険者について国民年金の免除者と同様の取扱いとし、基礎年金給付は国庫負担部分に限る。 ○ 現在であれば、基礎年金給付は1／3となり、基礎年金国庫負担割合の1／2への引上げ後であれば、基礎年金給付は1／2となる。 ○ 第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。 <p>《方法Ⅲ－2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度では、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により、第3号被保険者に関する保険料負担全額を賄っているが、これを保険料負担の一部に限ることにより、基礎年金給付についても一部とする。 ○ この場合、例えば、国民年金の半額免除者と同様の扱いとすると、国庫負担割合が1／2であれば、基礎年金給付は3／4となる。 ○ 方法Ⅲ－1同様、第3号被保険者が基礎年金の満額給付を得るために、任意の追加納付制度を設けることも考えられる。
<p>【方法Ⅳ】 第3号被保険者縮小案</p>	<p>現実に約1,000万人の第3号被保険者が存在していること等を踏まえ、当面、現行の第3号被保険者制度を維持しつつ、その対象者を縮小していく考え方。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大及びそれに伴う被扶養配偶者認定基準の見直しにより、その対象者を縮小していく。 ○ この場合、片働き世帯が共働き世帯よりも相対的に高賃金であることに着目して、標準報酬上限を引き上げて保険料の追加負担を求める一方、現行の標準報酬の上限を超える部分は給付に反映されない仕組みとし、実質的に第3号被保険者に関する保険料負担についての不公平感を縮減することも考えられる。

『社会保障審議会年金部会 年金制度改革に関する意見 平成15年9月 (抜粋)』

Ⅲ. 次期制度改革における個別論点についての考え方

5. 女性と年金

(3) 第3号被保険者制度

○ 第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者(主に妻)の年金権の確立という観点から昭和60年改正において導入されたものである。これにより、1階部分の基礎年金の給付については個人単位の給付とされたが、2階部分の厚生年金の給付は従来どおり第2号被保険者(主に夫)名義のままとなっている。

その後、女性の社会進出や世帯類型の多様化などを受け、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の給付と負担の不公平の問題が指摘されることとなった。

○ 現行制度においては、片働き世帯と共働き世帯について、夫婦の標準報酬の合計額が同じであれば夫婦2人でみた保険料負担も年金給付も同額であり、世帯単位でみれば、給付と負担の公平性は保たれている。しかしながら、第3号被保険者が、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位でみて給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきであるとする考え方がある。あるいは、世帯単位でみた場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきであるという考え方もある。

○ 本部会の議論では、前述の(1)の観点に立つ場合であっても、少なくとも就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。

ただし、現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況からみて、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。

<年金分割案>

- ・ さらに、前述の(2)の観点に立ち、現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながらも、できるだけ個人単位での給付と負担の関係に向けて整理していくという考え方から、「年金分割案」(第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割しておき、この記録に基づき夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととするもの)も、女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。

- ・ この場合、第3号被保険者であった者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

この第3号被保険者期間についての年金分割案は、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置付けられるべきであるという意見があった。

- ・ なお、年金分割案については、将来受給権として発生する年金権は一種の財産権であり、納付記録を分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。
一方で、分割を認めることとした場合でも、実際には負担することなく基礎年金が支給される点は変わらない、離婚しない大多数の夫婦にとって、年金を分割する意味はあまりないとの意見があった。
また、第3号被保険者に限定した年金分割だけでは理解が得にくいのではないかと、共働き世帯等についても分割を検討していくべきではないかとの意見があった。一方で、婚姻継続中の分割については、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。

<負担調整案>

- ・ また、前述の(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合、基礎年金という受益に着目した一定の負担を求める「負担調整案」が考えられる。この場合、現実に第3号被保険者も保険料を負担して給付を得るものであり、共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。
一方で負担調整案については、応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不相当である、また、世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見、事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

<給付調整案>

- ・ 同様に、(2)の観点に立ちながらもより公平性に配慮した場合において、受益に応じた負担が現実に困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する「給付調整案」が考えられる。
給付調整案については、第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見がある一方で、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。
- 本部会においては、見直し案のそれぞれについて各委員から様々な観点から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第2号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。
- なお、第3号被保険者制度の在り方は、基礎年金制度をどのように見直していくかという問題と関係しており、税方式化する場合は問題はなくなる、報酬比例方式化する場合には無・低年金を防ぐ年金分割案が意味を持つ、という意見があった。

『持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案) 平成15年11月(抜粋)』

第4章 多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度

4. 女性と年金

女性と年金に関わる課題については、女性の社会進出、就業形態の多様化等、個人の生き方、働き方の多様化に対応した年金制度とし、また、女性自身の貢献が実る年金制度を実現する観点から、必要な見直しを行う。

見直しに当たっては、今後、国民皆年金を維持することを前提としつつ、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなることを展望して、できる限り一人一人が負担能力に応じて保険料を納め、その拠出に応じた給付を受けることにつながる仕組みとなることを目指す。

以上のような将来展望の下、第3号被保険者制度や離婚時の年金分割、遺族年金制度の見直しについて、整合性のとれた見直しを行う。

- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者を縮小していく。
- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、年金分割を導入する。
- 離婚時に厚生年金の分割が可能となる仕組みを創設する。
- 遺族年金制度について、自らの保険料納付が反映される制度への見直し、子のいない若齢期の遺族配偶者に対する給付を5年とするなどの見直しを行う。

(1) 第3号被保険者制度の見直し

- 第3号被保険者制度は、第2号被保険者とその者に扶養される配偶者に係る給付について、1階部分の基礎年金については個人単位の給付とし、2階部分の厚生年金の給付は第2号被保険者名義のものとしている。
- 現行のこの仕組みでは、世帯単位で見れば、給付と負担の公平性は保たれている。
しかしながら、直接の保険料負担はなくても基礎年金給付を受けられることについて、個人単位で見て給付と負担の公平を図っていくという観点から見直すべきとする考え方がある。
また、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平を維持しつつ、個人単位化を進めるべきとの考え方もある。
- この問題については、まず、就業形態の多様化等の状況を踏まえ、短時間労働者への厚生年金の適用拡大により、自ら負担しそれに応じた給付を受ける者を増やしていき、第3号被保険者を縮小していく。

<第3号被保険者期間についての年金分割案>

- 現行制度における世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していくという観点から、また、女性の貢献が目に見える形になるということから、年金分割を今回改正で導入することが考えられる。
- この仕組みでは、第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき、夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととなる。
- この場合、第3号被保険者が就労すれば、分割された納付記録に自らの実際の就労による納付記録が継続され、年金保障は充実していくこととなる。

※ なお、第3号被保険者制度の見直し案としては、以下の負担調整案や給付調整案といった案も議論されてきている。

<負担調整案>

- 個人単位で給付と負担の公平を考えることを徹底していった場合、第3号被保険者について基礎年金が給付される受益に着目した一定の負担を求める案が考えられる。
- この案については、応能負担という厚生年金の原則を変更し、受益に応じた負担を求めることが妥当かという問題、世帯単位での給付と負担の公平が崩れる問題、追加負担分についての事業主負担や保険料徴収事務の問題などがある。

<給付調整案>

- 受益に応じた負担が困難であれば、基礎年金の給付をある程度減額する案が考えられる。
- この案については、全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するなどの問題がある。

- 「有識者調査」や「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年2月実施)では、世帯単位で給付と負担を考える考え方が多い。

このような中で、今回改正では、世帯単位で見た場合の給付と負担の公平は維持しつつも、今後、男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、自らの就労により負担しそれに応じた給付を受けられることが一般的となる社会を展望し、個人単位での給付と負担の関係に向けた見直しとなる年金分割制度を導入する。

※ 第3号被保険者期間についての年金分割の具体的仕組み

- 具体的には、婚姻期間中の分割であり、世帯での給付額をできる限り維持するため、夫婦がともに65歳に到達した時点で年金の分割の効力を発生させることを基本とする。また、保険料納付記録の分割は、今後の第3号被保険者期間について行うものとする。

『平成16年年金制度改革について 与党年金制度改革協議会 平成16年2月(抜粋)』

4. 女性と年金

(1) 第3号被保険者期間の厚生年金の分割

第3号被保険者制度の在り方は、世帯単位での給付と負担の仕組みが設計されている厚生年金の基本的な考え方などに深くかかわる問題である。

この問題を考えるに当たり、被扶養配偶者を有する厚生年金の加入者が負担した保険料は夫婦で共同して負担したものであり、被扶養配偶者にもいわば潜在的な権利があることは基本であるが、当面、離婚時など分割の必要な事情がある場合に分割できることとする取扱いとし、女性と年金の在り方について、更に検討を深めることとする。

このような認識に基づき、第3号被保険者被保険者期間(施行後の期間)については、離婚した場合又は配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情があるものとして厚生労働省令で定める場合、その配偶者の厚生年金(保険料納付記録)の2分の1を分割できるものとする。